平成２１年（フ）第５４３号
沖縄県浦添市当山２丁目14番23―404号　ＹＳマンションメヌエット
債務者　羽地　愛作
1　決定年月日時　平成22年２月10日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２２年（フ）第３号
沖縄県那覇市字上間479番地１　若竹マンション４－Ｃ
債務者　知花正二郎
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２２年（フ）第１８号
沖縄県那覇市安謝２丁目23番29号　うりずん201
債務者　垣花　ヨシ（旧姓島尻）
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月12日まで
那覇地方裁判所民事第３部
平成２１年（フ）第１７３５号
仙台市太白区鈎取１丁目14番35―501号
債務者　小山内亜紀
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第１２号
宮城県黒川郡大和町吉岡南２丁目11番地の６　デュークハウス103
債務者　井上　卓也
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第４６号
仙台市青葉区宮町４丁目７番38号　板垣アパート105
債務者　北嶋　滝子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第５９号
仙台市宮城野区清水沼３丁目３番33―603号
債務者　富塚　京子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第８０号
宮城県多賀城市八幡４丁目５番68号
債務者　根本　和江
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第８９号
仙台市若林区六丁の目中町10番45号　プチメゾン103
債務者　菅原　栄司
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第９０号
仙台市太白区鹿野３丁目23番23―306号
債務者　佐藤　　悌
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第１０１号
宮城県黒川郡富谷町太子堂１丁目21番29号
債務者　佐藤　正博
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第１２０号
仙台市宮城野区岩切３丁目12番10号　菖蒲沢アパート201
債務者　下道美沙子
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係
平成２２年（フ）第６号
宮城県遠田郡涌谷町上郡字玉崎山34番地、従前の住所仙台市泉区泉ケ丘４丁目10番17号光山ハイツ201
債務者　山田仁三郎
1　決定年月日時　平成22年２月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係
平成２２年（フ）第３７号
水戸市笠原町1012番地の５、旧住所水戸市元吉田町1480番地の４
債務者　土合　勝次
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
水戸地方裁判所
平成２２年（フ）第４１号
茨城県水戸市八幡町９番６号、旧住所茨城県桜川市高久2146番地１
債務者　湯川　　実
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
水戸地方裁判所
平成２２年（フ）第４２号
茨城県水戸市八幡町９番６号、住民票上の住所茨城県桜川市高久2146番地１
債務者　深谷　信之
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
水戸地方裁判所
平成２２年（フ）第６７号
茨城県ひたちなか市大字足崎1339番地７、旧住所茨城県水戸市見川５丁目113番地の１　プレミスト見川203号
債務者　大阿久仁美（旧姓萩谷）
1　決定年月日時　平成22年２月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年４月13日まで
水戸地方裁判所